

ピースバンクいしかわ定款

第1条 (名称)

本団体はピースバンクいしかわと称する。

第2条 (目的)

本団体は、出資者と融資先をバンクがつなぎコーディネートする「お金の地産地消」をすすめることにより、融資先の活動を通じて、地域内の人、モノ、コトがつながる新しいコミュニティを創造し、石川の持続可能な仕事づくり、地域づくりに貢献するため、特定非営利活動として行われる貸付又は生活に困窮する者を支援するための貸付を行うことを事業の主たる目的とする。

第3条 (事業)

本団体は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 出資金の募集
- (2) 出資者への融資
- (3) 出資者の資金調達に際しての保証業務
- (4) 私募債、クラウドファンディング等資金調達に関するアドバイス
- (5) 啓発、広報および情報の提供
- (6) 融資先に対する人力、情報提供等の支援及びコンサルティング業務
- (7) 地域経済や民間非営利活動に関する調査、研究
- (8) 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

第4条 (主たる事業所の所在地)

本団体は、主たる事業所を石川県に置く。

第5条 (公告の方法)

本団体の公告は、主たる事務所での掲示で行う。

第6条 (規則及び細則)

この定款で定めるもののほか、第2条の目的を達成するために必要な事項は、規則及び細則で定める。

第7条 (会員種別)

本団体は、第2条に記載する本団体の目的に賛同し、出資をする個人及び団体により構成される。

出資種別は下記の2種類とし、共に正会員資格を有する。

- (1) 一般出資 損失が発生したとき、第45条により総会の決議をもって出資口数の減数を行なう。
- (2) 劣後出資 損失が発生したとき、優先的に引き当ての対象となる出資。

劣後出資は別途定める書式により出資者の同意を必要とする。

尚、正会員のうち、年3千円の会費を支払う個人及び団体は、運営委員として本団体の運営に携わることができる。

第8条 (会員の資格)

1. 次に掲げるものは、本団体の正会員となることができる。

- (1) 個人、ただし18歳未満の者が会員/出資者となろうとする場合は法廷代理人の同意を必要とする。
- (2) 居住をともにする家族(家族会員)、ただし、会員資格は家族で1つとする。家族会員は加入申し込みの際して、予め氏名を届け出なければならない。
- (3) 法人その他の団体

2. 第7条に定める劣後出資者が、第45条に定める損失の処理により出資金全額が減数となった場合、その会員資格を自動的に失うものとする。

第9条 (加入の申し込み)

正会員になろうとする者は、次に掲げる事項を記載した細則に定める様式の加入申込書を提出し、理事会の承諾を得なければならない。

- (1) 氏名又は名称若しくは商号及び代表者氏名
家族会員は会員資格を共有する家族の氏名
- (2) 住所又は事業所の所在地
- (3) 生年月日又は設立年月日
- (4) 希望する出資口数

第10条 (出資金額)

出資1口の金額は1千円とし、10口以上数の出資を要する。

第11条 (出資金の払込)

1. 出資は、全額払込とする。
2. 出資金の払込が確認された時点で、出資者となることができる。

第12条 (会員資格の譲渡禁止)

正会員は会員としての地位および持分払戻請求権を譲渡することはできない。

第13条 (退会)

1. 正会員は、退会しようとする日の1ヶ月以上前に理事に対してあらかじめその予告をした上で、退会することができる。
2. 退会するときは、細則に定める様式の退会申込書に記載して、理事に提出しなければならない。
3. 正会員が次の各号に該当したときは、退会とみなす。ただし、第14条第1項による届出をした場合はこの限りではない。
 - (1) 正会員の同意
 - (2) 死亡又は解散、合併
 - (3) 除名
 - (4) 第10条第1項に規定する要件を満たさなくなったとき

第14条 (相続等による加入)

1. 正会員が死亡又は解散、合併した場合、相続をする者又は清算人が第9条に準じ、3ヶ月以内に加入申請書を届け出ることにより、正会員としての地位を継承することができる。
2. 前項による届出がない限り、相続をする者又は清算人は正会員としての地位を主張できない。

第15条 (除名)

1. 正会員が次の事項に該当するとき、総会の決議によりこれを除名することができる。
 - (1) 本団体の定款又は規則もしくは法令に違反したとき
 - (2) 本団体の名誉を毀損し、又は団体の目的に違反する行為をしたとき
2. 前項の規定により正会員を除名する場合は、理事会の決議を経て、当該正会員を除名する旨を討議する総会の1週間前までに、代表理事が当該正会員あてに通知するとともに、同総会において、当該会員に弁明の機会を与えねばならない。

第16条 (出資口数の減少)

1. 出資者(正会員)は、第10条第1項に規定する要件を満たす限り、出資口数を減少させることができる。
2. 出資口数を減少させるときは、細則に定める様式の出資口数減少申込書に記載して提出しなければならない。

第17条 (持分の払戻)

1. 出資者(正会員)は、出資金の払戻しを受ける場合、当該出資者が出資した金額を上限としてその持分の払戻しを受けることができる。ただし、第45条に基づき出資口数を減少させた場合はこの限りではない。
2. 払戻の額は、決算終了後の本団体財産の状況を勘案し、出資者間の公平を保つよう考慮したうえで、定められた規則に基づいて計算される。ただし、やむを得ない事情があるときは、理事会の決議により規則に基づく計算方法を変更することができる。
3. 本団体は、前項の払戻の額について、当該出資者から請求があった場合、その計算根拠を示さなければならない。
4. 持分の払戻は、決算終了後の理事会が定める時期に行う。

第18条 (役員の種類及び定数)

1. 本団体には、次の役員を置く。
 - (1) 理事 5人以上10人以下
 - (2) 監事 1人以上3人以下